

The background features three gray squares of varying sizes. A large square is in the upper right, a medium square is in the lower left, and a small square is centered near the bottom.

# **酒税法**

# **計算テキスト**



# は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原  
税理士講座教職員一同

# 目 次

## ガイダンス

|              |     |
|--------------|-----|
| 受講にあたって      | VII |
| 各教材を使用した学習方法 | XII |

## 第1章 酒税法の概要

|          |   |
|----------|---|
| 1 酒税法の概要 | 2 |
| 2 計算パターン | 7 |

## 第2章 酒税額の計算

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 税率（本法税率）          | 10  |
| 2 税率（措法税率）          | 24  |
| 3 課税標準数量            | 26  |
| 4 酒税額               | 29  |
| 5 免 税               | 32  |
| 6 非課税               | 36  |
| 7 アルコールと度数等の関係      | 38  |
| 8 粉末酒の課税標準数量        | 40  |
| 9 混和酒の税額計算          | 44  |
| 10 承認酒類製造者に対する税率の特例 | 56  |
| 11 戻入控除             | 94  |
| 12 原料使用控除           | 110 |
| 13 再移出控除            | 114 |
| 14 発泡酒の税率区分に係る麦芽比率  | 142 |

### 第3章 酒類の定義

|    |                   |     |
|----|-------------------|-----|
| 1  | 定義の概要             | 150 |
| 2  | 酒類の分類             | 152 |
| 3  | ビール・発泡酒の定義        | 154 |
| 4  | 清酒の定義             | 170 |
| 5  | 果実酒・甘味果実酒の定義      | 180 |
| 6  | 焼酎・アルコールの定義       | 198 |
| 7  | ウイスキー・ブランデーの定義    | 212 |
| 8  | 合成清酒の定義           | 222 |
| 9  | みりんの定義            | 226 |
| 10 | 消極的酒類の定義          | 234 |
| 11 | 雑酒（みりんに類似する酒類）の定義 | 242 |

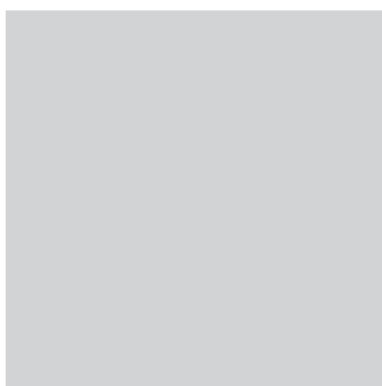
### 第4章 応用項目

|            |                 |     |
|------------|-----------------|-----|
| 1          | 重量計算等           | 246 |
| 2          | 香昧料             | 256 |
| 3          | 発泡酒の税率          | 260 |
| 4          | 被災酒類の控除         | 270 |
| 5          | 課税標準数量の算定に関する資料 | 276 |
| 6          | みなし製造           | 284 |
| 【参考資料】 税 率 |                 | 300 |





# ガイドンス



# 受講にあたって

## ① 科目紹介

酒税とは、酒類（アルコール分1度以上の飲料）に対して課される国税であり、この酒税に関して、課税の手続、税額の計算方法等が規定されているのが酒税法です。

「お酒」は、私たちの生活に深く関わっており、中には“酒なしでは生きていけない”というような人も居るかも知れません。

しかし、お酒自体のことを知っている方は多くても、これに対して課されている酒税については余り知られていないのが現実です。これは酒税法が移出課税制度（後述）を採用しているため、実際の税額計算及び納付手続は、酒類製造者であるメーカー（企業）が行っており、実際に酒税を負担することとなる我々（消費者）が、これらに直接関与していないことに基因していると思われます。

従って、これから酒税法を学習していく皆さんは、消費者の立場だけではなく、税金を納める酒類製造者及びこれを徴収する国の立場に立って学習することが必要となります。

## ② 出題傾向

近年の酒税法の出題は、理論問題が30点、計算問題が70点の合計100点満点となっています。

### 1. 理 論

理論問題は、ボリュームは多くありませんが、規定を項目ごとに問う個別理論から、これを組合わせた応用理論、さらに事例形式まで幅広く出題されています。なお、規定の趣旨を問うことが、酒税法の特徴の1つです。

### 2. 計 算

近年の計算問題は、製造されている酒類が酒税法上、どの酒類に分類されるかを文章で説明する「酒類の判定問題」及び納税義務者である酒類製造者が納付する酒税額を算定する「税額計算問題」が出題されており、共に問題の難易度は高くはありませんが、ボリュームが多いため、解答するスピード力を養い、かつ、ケアレスミスを防ぐことが必要となります。

### ③ 学習方法

酒税法のボリュームは、所得税法、法人税法といった科目の約4分の1程度とされています。しかし、ボリュームが少ないからといって、いいかげんな気持ちで勉強したのでは、合格することはできません。次に掲げることは、確実に合格するための秘訣として参考にして下さい。

- ・常に合格を志し、最後まで諦めないこと

いくら良い素質を持っていたとしても、本人に合格する気持ちがなければ合格することはできません。常に「合格」の二文字を心の中に持ち続けて下さい。

自分自身の実力を信じて最後まで諦めずに「合格」を手に入れましょう。

- ・講義は絶対に休まないこと

「不合格」の通知をもらうためには、講義を欠席することが一番です。途中まで順調だった方が、たった一回の欠席で成績を落としてしまうこともしばしば見受けられます。一回一回の講義の積み重ねが合格へのステップとなりますから、講義は絶対に休まないで下さい。

通信生の方は、講義（Web等）を定期的に消化することがポイントです。

- ・毎日毎日コツコツと継続して勉強すること

「酒税法はボリュームが少ない」という理由から、一週間に一日だけまとめて勉強し、他の日はテキストすらも開かないようでは実力はつきません。毎日コツコツと継続して勉強して下さい。

- ・理論、計算とも、まんべんなく学習すること

「計算は得意なんだけど、理論がいま一つ」という方がいますが、これでは合格することはできませんし、その逆も同じです。理論、計算ともまんべんなく学習する必要があるのです。

- ・お酒に興味をもつこと

「好きこそ物の上手なれ」ということわざがあるように、興味を持って学習すると学習が捗りやすく合格しやすいと言えます。お酒が飲める飲めないは関係ありませんが、ぜひお酒に興味を持って学習を進めて下さい。

酒税法の計算は、前述した様に、主として酒類の判定・税額計算が出題されます。まずは、基本的な計算手順を確実に理解し練習すること、分類の基準を覚えることが計算克服の近道といえます。従って、講義をしっかりと理解し、これを「問題」によって演習することで各項目を自分のものにし、これら各項目の関連を再確認するために計算問題集を解き、最後の答練期で、本試験レベルにもっていくことが大切です。

最初から本試験レベルでなく、ひとつひとつ手順を追って基礎から学習して下さい。“急がば廻れ”です。

## 4 税法条文の基礎知識

### 1. 条文構成

酒税法令通達集には、「酒税法」の他には主に「酒税法施行令」「酒税法施行規則」「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の各法令及び通達、「租税特別措置法」が含まれています。

このうち、講義で主に使用するのは「酒税法」「酒税法施行令」「酒税法施行規則」「租税特別措置法」です。

| 名 称                | 略 称   | 内 容                                            |
|--------------------|-------|------------------------------------------------|
| 酒 税 法              | 法(本法) | 国会で制定されるものであり、酒税法の基本を示す。                       |
| 酒 税 法 施 行 令        | 令     | 内閣が制定するもので、酒税法の細目を示す。                          |
| 酒 税 法 施 行 規 則      | 規則    | 財務省が制定するもので、施行令の細目を示す。                         |
| 租 税 特 別 措 置 法      | 措法    | 政策を税制面から推進するため暫定的に酒税法の特例を規定したもので、本法に優先して適用される。 |
| 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 | 通     | 国税庁が制定するもので、実際の運用面を示す。                         |

### 2. 税法条文の読み方

#### (1) 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ですが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

|   |    |   |     |   |
|---|----|---|-----|---|
| b | 及び | c | 並びに | A |
|---|----|---|-----|---|

(2) 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、(1)と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられます。



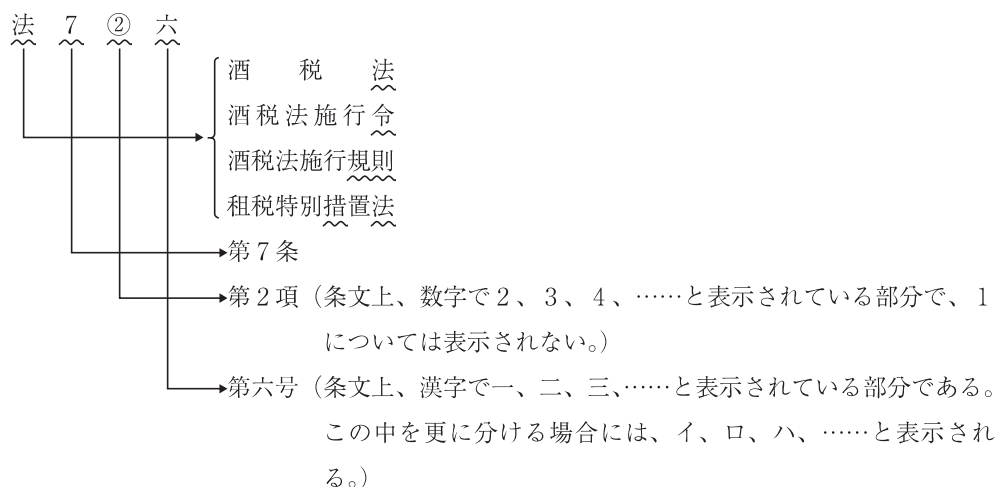
(3) 「以上」「以下」「超える」「未滿」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未滿」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「10%以上」という場合は、10%という基準点を含み、「10%を超える」という場合は、10%という基準点を含まない10%を超える数量を指すこととなります。

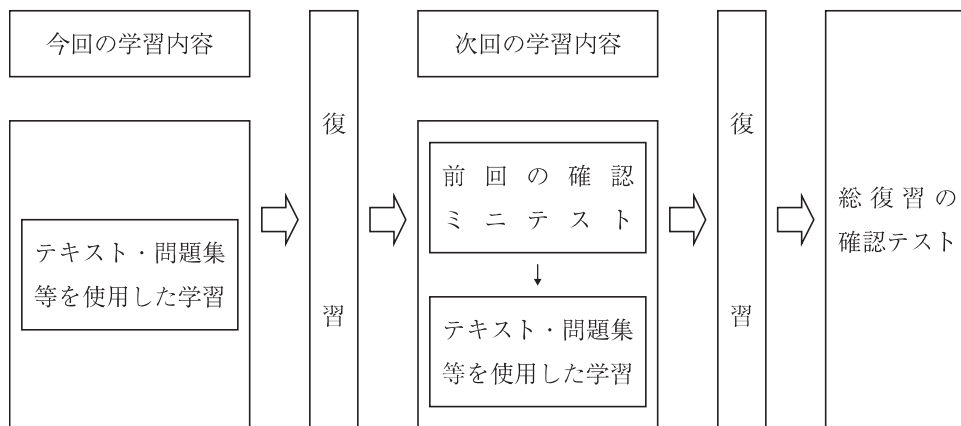
なお、「以下」「未滿」も同様に用いられます。

(4) 条文の表示



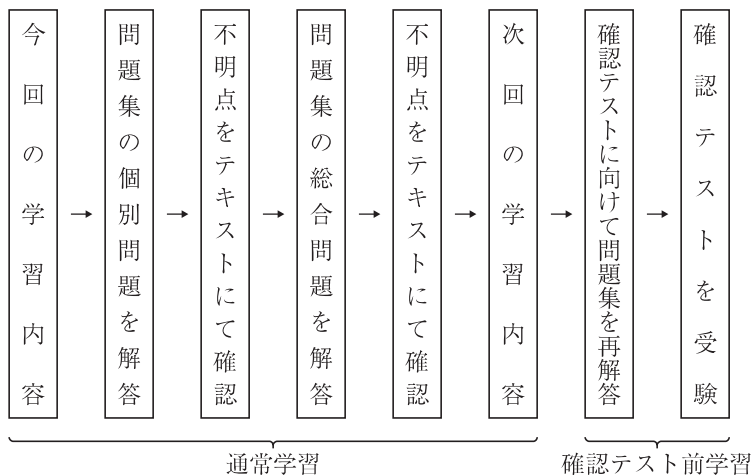
# 各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用して下さい。



## 【酒税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



## 第1章

# 酒税法の概要

# 1

# 酒税法の概要

## ① 間 接 税

消費税という性格を有する酒税は、本来消費者である最終購入者が自己の責任において国に納付すべきであるが、この形態によると納税義務者が多数になることから、徴税費用が増加し、結果的に税収入の減少を来す恐れがある。

そこで現行酒税法は、国産酒類（国内で生産され、国内で販売される酒類）について、酒類の製造者が酒類の販売を通じて酒税相当分を酒類の価格に織込み、その酒類の購入者に税を負担させることを予定して立法されており、製造者が納税義務者、購入者が担税者という間接税の形態を採用している。

## 参 考 消費税

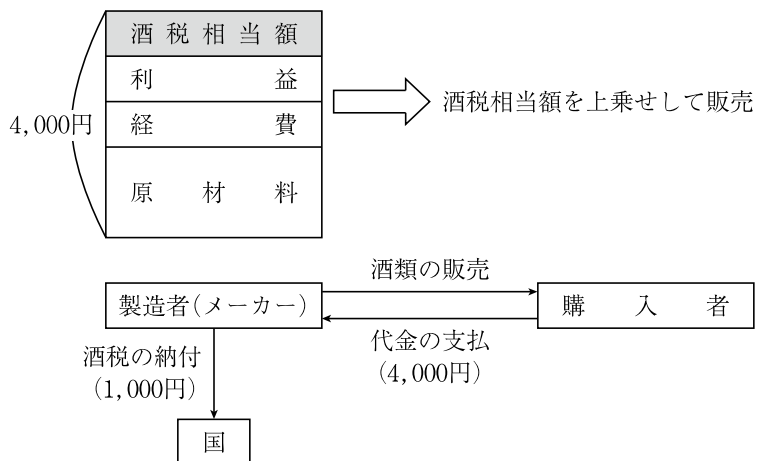
酒税は、酒類を飲用するためにこれを購入するという消費支出に担税力を求めて課税される  
(注) 消費税であり、所得税や法人税などの収得税と対比される。

(注) 消費税とは酒税やたばこ税等を含めた広義の意味となる。

## 参 考 最小徴税費の原則

「国が租税を徴収するため必要な費用は出来る限り少なくするべきである。」という考え方であり、この原則を達成するため、各税法において種々の規定が設けられている。

## 図 解 間接税



(注) 結果的に、メーカーが酒税を預りこれを国に納めることとなる。

## ② 国産酒類の納税義務者及び課税時期

酒税の課税段階としては、酒類の飲用（＝消費）の段階で課税することが最も理想的であるといえる。しかし、これによると、徴税技術上無理が生ずることから、酒税法においては、税務執行の効率化・徴税技術の面から、課税が容易で、かつ、確実である製造場からの移出（庫出・搬出）段階で課税することとしている。

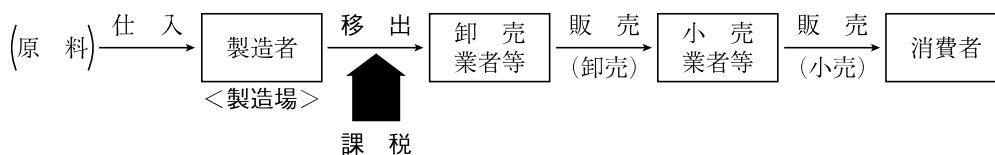
### (1) 納税義務者

酒類の製造者

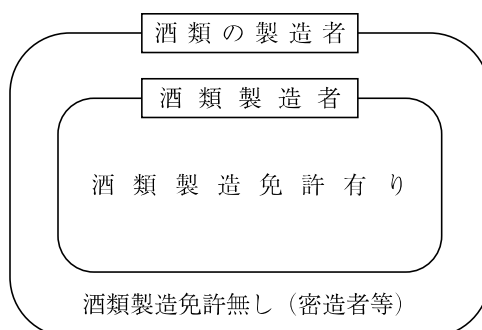
### (2) 課税時期

製造場からの移出時

### 図解 国産酒類の流通過程



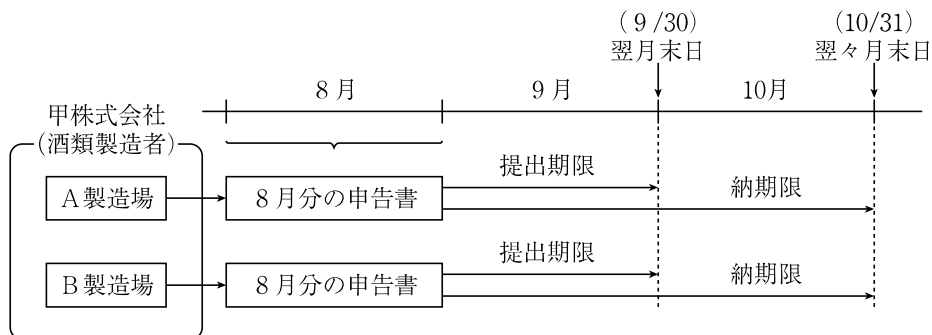
### 図解 酒類の製造者と酒類製造者の違い



## 留意点 国産酒類に係る申告書の提出及び納付

酒類製造者（酒類の製造免許を受けた者）は、製造場から移出した酒類について、申告及び納付をする義務がある。

8月（8/1～8/31）移出分の申告納付



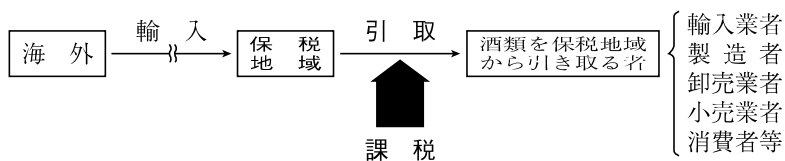
## 留意点 従量課税方式

数量を基準として課税しようとする方式で、製造場ごと、その月中に移出した酒類の移出数量に基づいて税額が算出される。

## 留意点 輸入酒類の流過程

輸入酒類とは、国外で生産された後、輸入され、日本国内で販売される酒類をいう。

国産酒類と同様の理由により、酒類が国内の流過程に入る保税地域からの引取時点で課税される（詳細は理論テキストにおいて学習する。）。



### ③ 分類差等課税制度

酒類は、代表的嗜好飲料として様々な製造方法により、異なった品質や成分・規格のものが製造され市販されている。また、消費の形態も、あらゆる所得階層によって購入され、様々な場所において消費されている状況にあるから、税負担の公平の見地から、すべての酒類を同一の従量税率で課税することは、税負担の均衡を図る見地から必ずしも好ましくない。

そこで、酒税法では、酒類をその製造方法等によって4種類に分類し、種類ごとに税率を定めた上で、さらに特定の品目の酒類に対しては種類の税率と異なる税率を適用することとしている。

| 酒類の分類（種類） | 該当する酒類（品目等） |
|-----------|-------------|
| 発 泡 性 酒 類 | ビール         |
|           | 発泡酒         |
|           | その他の発泡性酒類   |
| 醸 造 酒 類   | 清酒          |
|           | 果実酒         |
|           | その他の醸造酒     |
| 蒸 留 酒 類   | 連続式蒸留焼酎     |
|           | 単式蒸留焼酎      |
|           | ウイスキー       |
|           | ブランデー       |
|           | 原料用アルコール    |
|           | スピリッツ       |
| 混 成 酒 類   | 合成清酒        |
|           | みりん         |
|           | 甘味果実酒       |
|           | リキュール       |
|           | 粉末酒         |
|           | 雑酒          |

## 2 計算パターン

酒税額は、税額算出の基準となる課税標準である移出数量に、負担割合である税率を乗ずることによって算出される。なお、酒税法の場合、計算過程を明らかにすることが要求されるため、計算タイトルが必要となる。

$$\boxed{\text{課税標準}} \times \boxed{\text{税 率 (1 kℓ 当たり〇〇円)}} = \boxed{\text{酒税額}}$$

### 計算パターン

#### 〔1〕 品目の判定（品目及びその判定理由）

1. 商品A……清酒
2. 商品B……ビール
3. 商品C……リキュール

}

#### 〔2〕 税 率（適用税率）

1. 商品A（清酒）
2. 商品B（ビール）
3. 商品C（リキュール）

}

#### 〔3〕 課税標準数量

1. 商品A（清酒）
2. 商品B（ビール）
3. 商品C（リキュール）

}

#### 〔4〕 酒 税 額（課税標準数量に対する酒税額）

1. 商品A（清酒）
2. 商品B（ビール）
3. 商品C（リキュール）

}

#### 8. 酒税額合計

#### 〔5〕 控除税額（控除を受けようとする酒税額）

#### 〔6〕 納付すべき酒税額

$$〔4〕 - 〔5〕 = \square\square\square\square\text{円} \longrightarrow \underline{\underline{\square\square00\text{円}}} \text{（百円未満切捨）}$$

（注）「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例」を適用する場合には、計算パターンの〔3〕課税標準数量と〔4〕酒税額（課税標準数量に対する酒税額）の間に、「本則税額（課税標準数量に対する本則税額）」の区分を設ける場合（本試験における解答形式）があるが、これについては **10** 承認酒類製造者に対する税率の特例で学習する。

# MEMO

## 第2章

# 酒税額の計算

# 3

## 課税標準数量

### ① 計算方法

算 式

1 容器当たりの容量 (ml) × 本数 × ケース = △△△△△△ml

→ △△△△△0ml (10ml 未満切捨)

### ② 移出数量の合算

#### (1) 適用要件

下記を満たす場合、合算して課税標準数量を算定する。

品目が同じ、  
かつ、  
税率が同じ商品がある場合

#### (2) 計算方法

算 式

|                      |
|----------------------|
| 1 容 器<br>当たりの<br>容 量 |
|----------------------|

 ×
 

|                |
|----------------|
| 本 数<br>( ケース ) |
|----------------|

 +
 

|                      |
|----------------------|
| 1 容 器<br>当たりの<br>容 量 |
|----------------------|

 ×
 

|                |
|----------------|
| 本 数<br>( ケース ) |
|----------------|

 = △△△△△△ml  
 → △△△△△0ml  
 (10ml 未満切捨)

### 概 要 国産酒類に係る課税標準と申告

国産酒類の課税標準は、酒類の製造場から移出した酒類の数量であり、製造場ごとに、毎月、申告（酒税額を算定）する。

### 具体例

次の各商品の課税標準数量を求めなさい。

| 商品名 | 品 目 | 容 器   | 移出数量   | 税 率      |
|-----|-----|-------|--------|----------|
| A   | ビール | 500ml | 1,000本 | 181,000円 |
| B   | 清酒  | 633ml | 355本   | 100,000円 |
| C   | 果実酒 | 633ml | 825本   | 100,000円 |
| D   | 果実酒 | 722ml | 244本   | 100,000円 |

### 解 答

#### 〔3〕 課税標準数量

##### 1. 商品A（ビール）

$$500\text{ml} \times 1,000\text{本} = 500,000\text{ml}$$

##### 2. 商品B（清酒）

$$633\text{ml} \times 355\text{本} = 224,715\text{ml} \longrightarrow 224,710\text{ml} (10\text{ml未滿切捨})$$

##### 3. 商品C・D（果実酒）

$$633\text{ml} \times 825\text{本} + 722\text{ml} \times 244\text{本} = 698,393\text{ml} \longrightarrow 698,390\text{ml} (10\text{ml未滿切捨})$$

### 留意点    容器の容量の端数処理（規則11②）

課税標準数量の計算において、1容器当たりの数量にml位未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

### 具体例

633mlびん詰品の商品A（ビール）895本、366.5mlびん詰品の商品B（ビール）477本を移出した場合の課税標準数量を求めなさい。

### 解 答

#### 〔3〕 課税標準数量

##### 1. 商品A・B（ビール）

$$633\text{ml} \times 895\text{本} + 366\text{ml} (\text{ml未滿切捨}) \times 477\text{本} = 741,117\text{ml} \longrightarrow 741,110\text{ml} (10\text{ml未滿切捨})$$

# MEMO

## 4

# 酒税額

### ① 計算方法

酒税額は、酒類の品目及び税率の異なるごとに算定するが、税率は1kℓ当たりのもののため、mℓ単位で算定された課税標準数量をkℓ単位に換算する必要がある。

算 式

課税標準数量(kℓ) × 税率(円) = □□□円 (円未満切捨)

※ コメント不要

#### 具体例

1.8ℓびん詰品の商品「A」（清酒、税率100,000円）200本を移出した場合の課税標準数量及び酒税額を求めなさい。

#### 解 答

#### 〔3〕 課税標準数量

1. 商品A（清酒）

$$1,800\text{mℓ} \times 200\text{本} = 360,000\text{mℓ}$$

#### 〔4〕 酒 税 額

1. 商品A（清酒）

$$0.36\text{kℓ} \times 100,000 = 36,000$$